

山田町告示第58号

山田町自殺対策本部会議設置要綱を次のように定める。

平成30年5月24日

山田町長 佐藤 信 逸

山田町自殺対策本部会議設置要綱

(設置)

第1 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づいて山田町自殺対策計画を定めるに伴い、計画を総合的かつ効果的に推進するため、山田町自殺対策本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 本部会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自殺対策に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 自殺対策に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他、自殺対策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充てる。
- 3 副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、技監、町長部局並びに議会事務局及び教育委員会事務局の課長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4 本部長は本部会議の所掌事項を総理し、会議の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ定める順位によりその職務を代理する。

(会議)

第5 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務局)

第6 本部会議の事務を処理するため、事務局を健康子ども課に置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、事務局長は健康子ども課長を、事務局員は健康子ども課職員をもって充てる。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。